

第4回入善町農業委員会議事録

平成23年11月7日午後1時30分から第4回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	3番 泉征幸	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
12番 酒井良博	14番 大井博史	15番 佐藤一仁	16番 米山義隆
17番 福島信子	18番 若島せつ子		

欠席委員 4名

2番 中島茂樹	10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	13番 小森幸久
---------	----------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	課長代理	清田和憲
入善町農業委員会	主事	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第10号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。最近、どこへ行ってもTPP交渉参加の話題が騒がれています。しかし、TPPについては、まだまだ情報が少ないと思います。先日、ある報道番組で、参加と不参加の両方の意見を放送していましたが、TPPは外国と肩を並べられるかどうかの問題だと思います。農業においては、難しいのではないのでしょうか。いずれにせよ、12月の農業委員会の頃には、TPP交渉参加の結論が出ているでしょう。しっかり見守っていきたいと思います。

さて、先日、議会組織において役職の交代があり、産業教育常任委員会委員長に佐藤議員が選出されたことに伴い、11月1日より農業委員が交代しました。佐藤委員には、議会推薦の農業委員として、これから一緒に活動することになります。

佐藤委員

先般の議会組織の交代により、産業教育常任委員会委員長を務めることになりました佐藤です。優良農地の保全により、町の基幹産業である農業を守っていくことができるよう、精一杯頑張りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第4回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番寺崎委員と9番眞岩委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は3,196㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。

町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業（公社通しの利用権）を行っていますが、農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。

この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、譲渡所得税の800万円の控除を受けることができます。

この申請は、譲渡人である社団法人 富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者の有限会社〇〇が農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つあります。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は車を使用して1分で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員はすべて2年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、

当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は通年に渡り農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は304,921㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、舟見〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は3,569㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんです。

こちらの申請も、譲渡人である社団法人 富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者の〇〇さんが農地を買い受け、経営規模の拡大をする申請です。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作に関しては、当該農地は自宅に隣接しており、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が10年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は通年に渡り農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は146,975.98㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

最後に申請番号3番、農地の所在地は、道古〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は2,736㎡です。

譲渡人は、入善町道古〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町東狐〇〇番地の株式会社〇〇です。

譲受人は、農地取得により経営規模の拡大をします。

つづいて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は約50mで、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員はすべて10年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人の構成員は4月から10月まで農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は189,934㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

泉委員

申請番号1番の確認を行いました。県の農林水産公社に所有権移転される前から、譲受人の有限会社〇〇が実際に耕作していた田んぼです。現地を確認しましたが、特に問題はないと考えますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番は、私と小森委員が確認しております。当該申請の田は、譲受人である〇〇さんの自宅に隣接した土地で、耕作に支障はないと認められますので、問題ないと考えます。

長田委員

申請番号3番は、私が現地確認を行いました。譲受人は農業生産法人であり、経営規模等も問題なく、通作にも支障はありませんので、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

大井委員

今回の申請では、申請番号3番だけ県の農林水産公社の事業を利用していませんが、何か違いがあるのでしょうか。農地保有合理化事業を利用すると税制上の優遇措置を受けられると聞いていますが、なぜ、3番だけ利用していないのでしょうか。

事務局

まず、富山県農林水産公社の事業を利用するには、条件があります。譲受人が認定農業者でないと利用できません。また、譲渡人から公社に、一旦所有権が移転し、それからやっと譲受人へ所有権が移転するので、通常の売買よりはるかに時間がかかります。もとの譲渡人から、最終的な譲受人へ所有権移転が完了するまで、だいたい6ヶ月かかります。

申請番号3番については、譲受人は認定農業者ですが、譲受人と譲渡人の両方ともが、速やかに売買することを望んでいたため、時間のかかる県の農林水産公社の事業を利用しませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第10号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第10号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請です。

申請番号1番、申請地は、入善町青木〇〇番、地目は田、面積は855㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんであります。転用の目的は駐車場及び資材置場敷地拡張、転用形態は賃貸借権設定になります。

申請者の有限会社〇〇は鉄筋工事業を行う会社であり、現在、申請地に隣接した1,849.99㎡の敷地に加工場を建設して業務を行っていますが、受注量の増加などにより、鉄筋等の資材置場が不足することから、従業員用駐車場も資材置き場として活用しなければならず、頻繁に従業員の車を路上駐車して近隣住民に迷惑をかけたため、会社敷地に隣接する、社長の父が所有する申請地の一部を無断で造成し、従業員用駐車場として活用してきました。

今回、資材置場を拡張するため、申請地を借り受ける計画をしたことから、無断転用していた従業員用駐車場敷地も併せて転用申請することとなりました。申請地855㎡のうち280㎡を駐車場敷地として、残り575㎡を資材置場として利用する計画となっています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場及び資材置場敷地拡張」であり、運用通知第2の1のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考

えます。

用地の選定に当たっては、資材置場は加工場に隣接していなければ作業効率が悪く、また、駐車場も会社から近くなければ不便なため、会社から約 100m 以内の範囲で探してみましたが、申請地以外には当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種・第 3 種農地が存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は、平成〇〇年 10 月 25 日に農振農用地から除外されており、申請地の賃貸借契約解約契約書および合意解約の通知書、隣接農地の所有者と耕作者の同意書、及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったために、農地転用の許可を得ないまま、申請地の一部を造成し、駐車場として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号 2 番、申請地は、入善町新屋〇〇番地、地目は田、面積は 499㎡です。譲渡人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんであります。転用の目的は一般住宅敷地、転用形態は所有権移転になります。

申請者の〇〇さんは、現在居住している住宅敷地が富山県の施行する県道の拡幅改良工事用地として買収されるため、住宅を取り壊して移転しなければならなくなりました。

申請者は、移転後も永年住み慣れた地区で生活したいと考えていることから、既存住宅から程近い申請地を購入して住宅を新築する計画をしたため、今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が一般住宅敷地であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (d) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、おおむね自宅から 500m の範囲内で用地を探しましたが、申請地以外には周辺に目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種・第 3 種農地が存在しないことから、申請者が希望する立地要件を満たし、用地の交渉に応じてもらえた申請地を選択したところであり、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は昭和〇〇年 2 月 25 日に農振農用地から除外されており、また、隣接耕作者が譲渡人本人であるため隣接同意は不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2 件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

泉委員

申請番号 1 番の確認をしました。有限会社〇〇は、入善町の中では比較的大規模な事業所で、以前より駐車場と資材置場が不足していました。今回は、その駐車場と資材置場の申請です。既存地の拡張にあたりますので、特に問題はないと思います。

米山委員

申請番号 2 番は私が確認しました。県道 入善・宇奈月線の拡幅工事に伴う申請で、今回拡幅されるのは県道の内、〇〇の前から海側へ、既に拡幅されている部分までつながります。平成 24 年から 25 年にかけて工事が行われ、既存の住宅は取り壊される予定です。代替地ということで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

申請番号1番の田はかなり細長いですが、1枚の田んぼなののでしょうか。

事務局

1枚の田です。横幅8mくらいなので耕作にはあまり適さず、既存工場に隣接しているため、駐車場として利用してしまったとのこと。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第10号農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他のご意見はございますか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、事務局から何かありますか。

事務局

それでは、事務局から一点お知らせします。先月の農業委員会でもご案内しましたが、平成23年度富山県農業委員等研修大会が、11月21日（月）に開催されます。11時45分に入善町役場前からマイクロバスを手配しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

また、次回の農業委員会では、委員会終了後に、富山県農業会議の方を招いて、出張農業委員研修会が予定されていますので、よろしくをお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、12月1日 木曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時05分）